

豊中市たばこ施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 たばこに関する様々な問題解決を目的とし、全庁的なたばこ施策について総合的かつ効果的に推進するため、豊中市たばこ施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、たばこ施策の推進に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は健康推進課長の職にある者を、副委員長は美化推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が必要と認めた時に招集する。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康医療部健康推進課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

	部等	課等	職名
委員長	健康医療部	健康推進課	課長
副委員長	環境部	美化推進課	課長
委員	都市経営部	危機管理課	課長
	環境部	公園みどり推進課	課長
	財務部	資産管理課	課長
	都市基盤部	基盤管理課	課長
	消防局	予防課	課長
	教育委員会	教育総務課	課長